

屋外広告物のオーナーの皆様へ

看板の点検ルールが 変わります！

看板(屋外広告物)の点検ルールを定めた「茨城県屋外広告物条例施行規則」が改正され、**令和3年10月1日から**、許可の更新の際に有資格者による点検と報告書の提出が必要となります。



○点検の対象

許可を受けて設置しているすべての屋外広告物が対象です。

○点検を行うために必要な資格

1 高さが4mを超える広告塔・広告板等

- ・屋外広告士
- ・屋外広告物点検技能講習修了者
- 建築士（一級、二級、木造）
- ・特種電気工事資格者（ネオン工事に係る者に限る）

2 上記1以外で、茨城県屋外広告物条例により管理者を定めることとされている広告物 (高さ4m以下の広告塔・広告板、広告幕など)

上記1に該当する者の他、

- ・屋外広告業登録を受けた者
- ・屋外広告物講習会修了者（他県等主催の講習会含む）
- ・広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者
- ・広告美術仕上げに係る技能検定合格者
- ・広告美術科に係る職業訓練修了者

3 上記1、2以外の広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗、置広告など簡易なもの）

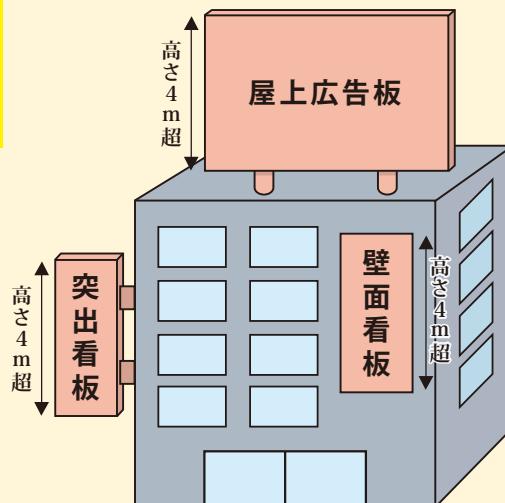
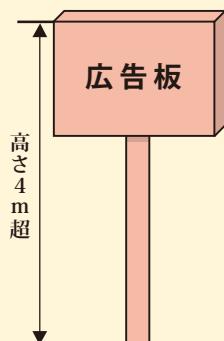
上記1、2に該当する者の他、

- ・広告物の所有者、占有者、その他当該広告物について権原を有する者

○点検の方法・報告書の提出

目視・打診などにより点検し、**「屋外広告物安全点検報告書」**を作成して設置許可の更新申請の際に提出してください。

高さが4mを超える 広告塔・広告板等(例)



看板のオーナーや管理者には管理義務があります

- ・許可が不要な看板（小規模な自家用看板等）にも管理義務があります。
- ・看板落下などの事故が起こった場合、管理責任や賠償責任を問われる可能性があり、長年積み重ねてきた信頼を一瞬で失うことになりかねません。

看板を安全に管理するため、定期的な点検を行いましょう。

危険だと感じたら、
すぐに専門業者の点検を
受けましょう



広告物は時間の経過とともに老朽化し、腐食や強風による破損・倒壊の恐れがあります。



お問い合わせ先

屋外広告物の設置許可・更新許可等の申請先は、設置場所の市町村となります。

※ 茨城県屋外広告物条例の適用範囲は、水戸市、土浦市、つくば市及び守谷市を除く区域です。
適用外の区域における詳細については、各市へお問い合わせください。

○茨城県土木部都市局都市計画課 TEL 029-301-4579(直通)

○各市町村の屋外広告物担当課

「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」をご活用ください！

「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」(国土交通省作成)に、点検箇所や点検方法、安全点検報告書の様式が記載されています。

※ 県のホームページでもご確認いただけます。

茨城県 屋外広告物



で検索

点検を実施する際に
ご活用ください。

